

社会福祉法人 蓮花の会



令和 7 年度事業計画

基 本 理 念

生まれ育ったこの町でこの町のみなさんと一緒に暮らしていきたい（生きたい）と願う当事者家族の思いに寄り添い、誰もが安心して暮らしやすいまちづくりを目指し地域福祉の向上に貢献します。

運 営 理 念

ひとりひとりの個性と可能性を尊重し、住み慣れた地域の中で安心・安全で快適な暮らしができるよう、心かよいあう安定した福祉サービスの提供のために、法令を遵守して健全な法人運営に努めます。

<重 点 目 標>

1 法人理念の浸透

今年度も引き続き毎朝のミーティング前に基本理念・運営理念及び7項目のスタッフの誓いの唱和を行い、法人理念の浸透に努めます。また、日々の利用児者への支援を基に、職員一人一人が理念に沿った関りができるよう法人全体研修・会議等の時間を活用して、法人理念の具体化・具現化に取り組み理念の継承を図ります。

2 福祉人材の育成

処遇改善とキャリアパスを明確化するために、組織体制の改変を行い「人材確保」・「定着」・「育成」を目指し働き甲斐のある職場づくりに努めます。また、ICT等を活用した業務効率化を図り職員の処遇を改善するとともに、職員個々のスキル、モチベーション、チーム力が向上できるよう努めます。支援の資質向上においてはサービス管理責任者研修、強度行動障害支援者研修などへの積極的な派遣や外部講師等を招いた研修会等を開催します。

3 法令遵守

現行法令及び法改正に対応できるよう情報収集に努め、佐賀県障害福祉課及び佐賀県社会福祉協議会等の指導を受けながら事業を推進していきます。組織機能の強化に努め、役割を分担しながら管理体制を整えていきます。佐賀県が主催する事業所説明会等には積極的に参加し遵守すべきルール等の変更について熟知するとともに各職員への周知に努めます。

4 啓発・広報

開かれた法人運営を目指し、年間2回「蓮の実ニュース」の発行やホームページ等を利用して各事業の活動等の報告を行います。また、就労継続支援事業所の商品をSNS等で発信し周知を図ります。社会福祉士や介護福祉士を目指す学生等の実習施設として各福祉及び教育専門学校等との連携を図りながら事業所の啓発に努めます。

5 組織機能の強化

社会福祉法に基づいた理事会・評議員会・監事監査会等を適正に開催し、組織統治体制を整備します。また、税理士・社会保険労務士等の専門家によるチェック及び相談の体制の充実に努めます。各専門委員会を立ち上げ、定期的な開催と役割分担を明確にした機能の充実に努めます。

法人運営

(1) 組織体制

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| ① 理事・監事会の開催 | ② 評議員会の開催 |
| ③ 監事監査会の開催 | ④ 評議員選任・解任委員会の開催 |
| ⑤ マネージャー会議の開催 | ⑥ サービス管理（提供）責任者会議の開催 |
| ⑦ 各専門委員会の開催（虐待防止委員会・衛生委員会等） | |

(2) 財政基盤

- | | |
|------------------|------------------|
| ① 地域活動支援センター事業収入 | ③ 日中一時支援事業収入 |
| ④ 特定相談支援事業収入 | ⑤ 障害児相談支援事業収入 |
| ⑥ 生活介護事業収入 | ⑦ 共同生活援助事業収入 |
| ⑧ 短期入所事業収入 | ⑨ 障害児通所支援事業収入 |
| ⑩ 移動支援事業収入 | ⑪ 就労継続支援 B 型事業収入 |
| ⑫ 児童発達支援事業収入 | ⑬ 寄付金・補助金等収入 |

(3) 市・町受託金・補助金等

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| ・地域活動支援センター事業 | 白石町 |
| ・高齢者配食事業 | 白石町 |
| ・日中一時支援事業 | 佐賀市、鹿島市、武雄市、小城市、嬉野市
白石町、江北町、大町町 |
| ・移動支援事業 | 鹿島市、武雄市、嬉野市
白石町、江北町、大町町 |

(4) その他の補助金・助成金等を積極的に申請して法人運営に活用します。

(5) 職員の協働・連帯感の向上を目指し、全体で取り組む事業の企画運営を推進します。

6 利用環境の向上

- 1、就労継続支援 B 型事業所の工賃向上を目指しインターネットでの販売を開始しました。
今後は購買に繋がる仕組みを構築し売上の向上を図ります。
- 2、新グループホーム「ほっとハウス福田」の開設を令和 7 年 4 月から行います。法令を遵守した職員配置を行い、利用者が安心して過ごせるよう環境を整えます。また、近隣住民と協和を図りながら運営を行います。
- 3、ICT 補助金等を活用し施設内外の防犯カメラの設置を行います。
- 4、近隣の高齢の方を中心に行う健康サロン（新拓サロン）を引き続き開催します。
- 5、風災害等が予測される場合は新拓区長と連絡を取り合い法人駐車場を車両等の避難スペースとして開放します。また、新拓区長より申し入れがあった場合には法人施設を地区住民や利用者家族の避難所として開放します。
- 6、令和 7 年度にも「第 4 回蓮の実祭り」を開催し、利用者やその家族、地域住民の皆さまとの交流を図る場を設けます。
- 7、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者に対し住宅確保要配慮者居住支援法人の指定取得を目指します。
(住宅確保要配慮者居住支援法人：家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するものです。)
- 8、令和 9 年 4 月から白石町・江北町障がい者総合相談支援センターの受託を目指し、人材確保と育成を行います。
- 9、令和 12 年の白石町内小学校統廃合完了に向け、小学校における放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の民営委託の方向性が示されました。障害を持つ児童との包括的な運営を目指し、社会福祉連携推進法人設立を視野に、白石町との協議を図り受託を目指します。

令和7年度 地域活動支援センター事業計画

～理念～ 地域活動支援センター事業

住み慣れた地域の中で安心して過ごすことが出来るよう笑顔で接し、利用者の気持ちに添った支援に努めます。

利用者 10 名

職員 2 名

1. 事業運営の基本計画

利用者が生まれ育った地域で、安心して楽しく豊かに暮らす事が出来るよう日中活動において、それぞれの障害特性に応じた必要な支援を実施いたします。あわせて生産活動の機会の提供を通して就労への意欲を喚起し、社会との交流を促進するとともに、ひとりひとりの個性を尊重した事業運営に努めます。

2. 利用者の処遇

利用者個々の障害特性に応じた軽作業を検討し、働く事の意義と楽しさを知って貰う事で、心身の活性化と日常生活動作の向上に繋がります。また、季節の行事やレクリエーションを取り入れ、他者との交流及び地域社会へ参加できるよう支援いたします。

3. 健康管理

毎利用のはじめに体温と血圧の測定を行い、体調不良及び身体に変化がある場合は施設内の看護師による指示、指導を仰ぎ必要に応じて医療機関へつなげます。
感染症拡大予防対策として、検温、手指消毒を徹底し、こまめに換気を行います。

4. 防災計画

年2回施設内他事業と合同で火災を想定した避難誘導訓練及び災害を想定した避難誘導訓練や避難経路の確認を行います。

5. 日課

サービス提供時間（土・日・祭日を除く 9：30～15：30）において適宜休憩をはさみながら軽作業に取り組んで頂きます。利用者の体調や天候等を考慮して、作業内容を検討し、無理がない程度の日中活動を提供いたします。

6. 職員研修

内部、外部の研修等に積極的に参加して、報告伝達研修を実施することにより事業所全体の資質の向上とサービスの向上に努めます。

令和7年度 外出支援事業計画

◆外出支援事業理念◆

**常に利用者の立場に立ち、誠意ある対応に努め
外出生活の一部を支えられるチームを目指します**

(外出支援、福祉有償運送)

利用者 23 名

支援員数：常勤 2 名

1. 事業運営の基本計画

外出に支援が必要な方には、福祉有償運送車両を用いて通院の介助・外出の支援を行い、安全運転で目的地まで送迎します。利用者が生きがいと尊厳を持って暮らしていけるよう、ひとりひとりの個性と、これまでの生活習慣を尊重した事業運営に努めます。

2. 利用者の処遇

自立の為利用者ができることは、なるべく本人でしていただけるよう、自信につながるような言葉かけに配慮して支援を行います。

3. 健康管理

利用のはじめに利用者ご自身やご家族等から体調その他の様子を伺い、変化がある場合には記録等に残します。感染症等の防止対策として、車中の換気、手指消毒、マスク着用、検温など基本の徹底に努めます。

4. 移動支援

福祉有償運送により、通院及び外出等の支援を行います。安心して目的地まで送迎できるよう交通ルールを守り安全運転で走行します。令和6年9月より運賃を1Km100円に変更、及び杵島郡内のみの外出支援を行います。

5. 職員研修 その他

各種の研修会等に参加し、外出支援員としての資質の向上と専門的知識の習得を図り障がい者の特性や利用者の実態を的確に把握し、安全、安心なサービスを提供します。

令和7年度生活介護事業計画

～生活介護事業理念～

『利用者中心の支援をします』

- 1、あなたの気持ちに添った支援をします。
- 2、あなたにとっての心地よい環境づくりに努めます。
- 3、笑顔で楽しい時間を一緒に作りましょう。
- 4、障害があってもできることがあります。一緒にチャレンジしていきましょう。
- 5、希望や要望も、まずは口に出して言ってみてください。叶えるために努めます。

- ・利用者数 25 名
- ・職員数 18 名

1. 事業運営の基本計画

利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように入浴、排泄、及び食事の支援、他者との関りの場を提供します。住み慣れた地域で、これからも暮らしていけるようにきめ細やかな支援をすると共に、ひとりひとりの個性を尊重した事業運営に努めます。

2. 利用者の処遇

利用者の基本的人権を尊重し、常に利用者の立場に立って心身の安定と身体機能の維持・向上に努めます。生活介護では入浴支援にも力を入れており、個々のペースでゆっくりと入浴できる様にサービスを提供します。

また、利用者が安心して穏やかに過ごせるよう、ホール内のスペースを工夫してそれぞれの特性に配慮した環境の整備に努めていきます。

3. 健康管理

利用開始時にバイタルチェック（体温・血圧・脈拍測定）を施行します。体調不良及び身体に変化がある場合は、看護師が嘱託医等に相談して指示を仰ぎます。

感染症対策として、家庭での検温、体調の観察をお願いし事業所でも観察を行います。

手洗い、うがい、手指消毒、換気の励行、消毒液で窓やドアノブ、テーブル等施設内の掃除を行い感染拡大予防に努めます。また、虫歯予防の為食後の歯磨きは仕上げ磨きを徹底します。

4. 防災計画

防災計画に沿って、年2回施設内他事業と合同で避難誘導訓練及び災害等を想定した避難訓練を実施します。

5. 人材育成と働きやすい環境作り

強度行動障害やさまざまな特性を持っておられる利用者が増え、それぞれに合った支援が必要なため職員のスキルアップが必須であり職員育成に努めていきます。内部、外部研修の参加や、施設見学等で得た知識を職員会議で伝達・報告する事により事業所全体の資質の向上とサービスの質の向上を目指します。

また、業務内容の改善や環境の整備で負担軽減や働きやすい環境作りに努めます。

6. 年間スケジュール

- 4月…入所式
- 5月…おやつ作り・買い物ツアー
- 6月…ドライブ
- 7月…おやつ作り
- 8月…夏祭り
- 9月…買い物ツアー
- 10月…外食
- 11月…紅葉ドライブ
- 12月…クリスマス会
- 1月…新年会
- 2月…節分
- 3月…花見

※誕生会は毎月実施します。

令和7年度 指定特定相談支援事業

(障害者・障害児) 事業計画

利用児童 59 名 利用者 42 名

職員 2 名

<事業の目的>

常に当事者の立場に立ち、利用者やご家族が希望する生活や社会参加を実現するために、障害福祉サービス事業所及び関係機関との連携を図ることで、利用者が円滑かつ効果的に各種サービスを利用できるように、計画相談（サービス等利用計画・障害児利用支援計画）を提供する事で、暮らしやすい地域を実現する事を目的としています。

<特定相談支援事業所運の実の理念>

よりそい、共に歩く

ご本人が、どこで誰とどのような生活を送りたいかといった意思を中心として、サービス関係機関や地域と協力して、希望する地域生活をおくれるよう共に歩みます。

- ◇ ご本人を取り囲む、ご家族や関係機関と連携協力し、何を思い考え、何を伝えたいのかといった意思決定支援を心がけます。どうしても本人の意思の確認が難しい場合には、ご家族や成年後見人等が行う代理代行決定に協力します。また、ご本人の強みを見つけ、自身や力をつけることができるよう支援します。
- ◇ ご本人を支えるご家族に敬意をはらい、意思を尊重し、共にご本人の生活を考えます。
- ◇ 相談支援専門員としての自己研鑽に励み、地域生活を支えるソーシャルワーカーとして活動します。

- 相談支援専門員は、ご本人が希望する生活を実現するために、ご家族や福祉サービスや関係機関と、目標を共有し、協働するためのサービス等利用計画の作成と基本相談支援を行います。

(相談支援専門員 1 名につき月モニタリング 17 件程度、実数 70 ケースを上限)

- 相談支援専門員は、常に質の高いサービス提供を目指すために「医療的ケア、精神障害、強度行動障害、高次脳機能障害、主任研修」を中心とした各種研修の受講や、スーパービジョンを行う事で相談支援専門員のスキルアップを図ります。

- 事業所は、持続できる相談支援事業所であるために、質の確保に努めながら事業の効率化や収支の健全化に努めます。

令和7年度 共同生活援助事業計画

1. グループホームほっとハウス 福田の開設について

令和7年度より、グループホームほっとハウス福田が開設されるにあたり、入居定員がこれまでの6名より12名となります。それに伴い職員増になり、職員育成やチームケアの重要性が高まると考えます。相談支援事業所はもとより、生活介護、就労B型等法人内外の事業所と連携を図り、利用者が毎日充実し楽しいものとなるよう支援します。

利用定員	12名	
職員数	常勤	2名（サービス管理責任者1名・看護師1名）
	パート	4名
	バイト	21名

2. 事業運営基本計画

- ① 利用者が安心して暮らすことができるような環境づくりに努めます。
- ② 家庭的な雰囲気作りに努め、明るく楽しい共同生活となるよう支援します。
- ③ 利用者の自立を促し、手を出し過ぎず待つ姿勢を大切にします。又利用者の自己選択、自己決定により、自分らしい生活が送れるよう支援します。

3. 健康管理

利用者一人ひとりの心身の状況に応じ、健康の保持とADL及びIADLの向上に努めます。利用者のし好を考慮しつつ、増加しがちな体重を管理し、新鮮な季節の野菜を中心とした食事を提供します。看護師による健康チェックを行い早期受診に努めます。また協力医と連携して疾病予防に努め、感染症等の蔓延を防止するため、日頃の衛生管理、入居者の清潔保持を心掛けます。特に虫歯予防の為、食後の歯磨きは仕上げ磨きを徹底します。

*感染予防について

1. 職員からの持ち込みを防止するため、熱発や咳などの症状があれば、勤務しない。又プライベートの行動も感染防止対策を心掛けます。
2. 入居者の手洗いや手指消毒をこまめに声掛け誘導すると共に職員もケアごとの消毒をします。
3. 食事の際の体調確認や、表情や動作などの健康状態の変化の有無に注意します。

4. 環境の整備

施設内の美化と利用者の身の回りの整理整頓に努め、シーツ等リネン交換は週1回、また衣類等は日々洗濯して衛生管理に努めます。快適な環境で過ごせるよう換気、通気に気

を配り空調の管理を行います。冬季には特に湿度管理を行い、インフルエンザ等の感染予防に努めます。感染防止のためにも、施設内のこまめな清掃・消毒を行います。

人的環境について・・・他の利用者の存在が入居者にとって大きな環境となり、職員の関わり方も最も大きな環境です。職員の支援の仕方、言葉遣いをこれまで一時的なものとして見過ごしてしまっていることも、今後は職員が互いに注意しあい、不適切と感じた内容を会議等で検討し、質の向上を目指します。

5. 防火計画

防災計画に沿って隣接する施設内他事業所と合同で、災害を想定した避難誘導訓練を年2回実施します。ホームでは20時の出火を想定し、夜勤者が主体となり利用者の避難誘導を行います。

6. 人材育成と専門性の向上

スタッフ会議や職員全体会議及び外部研修等に積極的に参加して、個人のスキルアップと共に伝達研修や報告会を通して事業所全体の質の向上とサービスの質の向上に努めます。＊強度行動障害対応について・・・強度行動障害加算を請求していますがホームでは2名の入居者が対象です。全職員が根拠のある統一した支援が出来るよう、研修への参加や、事業所内の支援会議、研修報告会等、行動障害に対する支援の向上、入居者にとっての生活の質の向上を目指します。

7. 行事計画

ド ラ イ ブ・・・四季を通じ季節を感じる機会を持つために、短時間でも戸外に出る機会を作り気分転換を図ります。

地域行事の見学・・・地域とつながりながら生活することを支援するために、希望を募り、地域に出掛ける機会を作ります。

外食及び買い物・・・楽しみを持ちながらホームで生活できるように入居者毎の希望を聞きながら買い物へ出かける支援をします。

利用者の楽しみの実現・・・入居者それぞれに自身の楽しみがあることは言うまでもありません。上記に挙げた計画を実行しつつ、個別に行きたいところ、買い物、食べたいもの等、コミュニケーションを充実し、気持ちを知らぬことに努め、楽しみの実現に努めます。

令和7年度 短期入所事業計画

1. グループホームほっとハウス福田の開設による短期入所定員増について

福田のグループホームが4月より開設されるに伴い、7年度は2か所4名の定員で開始となります。職員体制はグループホームと一体で配置するので、全職員が兼務となります。

利用定員 4名 職員数 グループホームと兼務

2. 事業運営基本計画

利用者が安心して宿泊することができるよう、家庭的な雰囲気作りに努め、保護者との連携を密にして将来の自立に向けた支援を行います。

利用者一人ひとりの心身の状況に応じ、日常生活上の必要な支援を考慮して利用者の健康の保持とADLの向上に努めます。

3. 健康管理

バランスと消化の良い食事の提供に努め、来所時の健康チェックを行い、体調の変化に留意します。体調の変化等を認めた場合には、保護者へ連絡すると共に看護師及び協力医の指示を仰ぎ重症化を防ぎます。また虫歯予防の為に、食後の歯磨きは自力磨きの後に仕上げ磨きを徹底し虫歯予防に努めます。

4. 環境の整備

施設内の美化と利用者の身の回りの整理整頓に努め、衣類等は日々洗濯して清潔なものを用います。快適な環境で過ごせるよう換気、通気に気を配り空調の管理を行います。グループホーム入居者と同様に感染防止に努め、利用者の手洗い・消毒や施設の清掃・消毒をこまめに行い、「持ち込まない」「広げない」対策を実施します。

4 防火計画

防災計画にそって年2回隣接する施設内他事業所と合同で、災害を想定した避難誘導訓練を実施します。ホームでは夜間の災害を想定し、夜勤者が主体となり利用者の避難誘導を行います。

5 人材育成と専門性の向上

スタッフ会議や職員全体会議及び外部研修等に積極的に参加して、職員個人のスキルアップと共に伝達研修や報告会を通して事業所全体の資質の向上とサービスの質の向上に努めます。利用者の個々の障害の特性を理解し、他の事業所と連携し、よりよいケアを目指します。強度行動障害のある利用者を受け入れることで、研修への参加や、会議での伝達により、職員の知識、技術の向上を図ります。

令和7年度 放課後等デイサービスはなという事業計画

放課後等デイサービスはなという理念

ひとりひとりの個性を尊重し、利用者本人の長所や強みを活かすことができるよう、家庭や学校との連携を図りながら信頼関係を築き、安心できる居場所作りを目指します。

利用者数 34 名

職員数 10 名

1. 事業運営の基本計画

適切な個別支援計画書の作成を行うために、アセスメント（モニタリング）、個別支援計画原案、個別支援会議、保護者への説明と同意という流れを遵守します。また、その支援計画に沿った支援のために、業務開始前後のミーティングで情報の共有を行い、支援の統一とチームでの支援が行えるようにします。従事する指導員等は、利用児童の特性理解や支援方法などについての技術向上の自己研鑽に努めます。

2. 利用児童への処遇

児童発達支援管理責任者をはじめ、保育士、児童指導員等の要件を満たす職員を適切に配置し支援にあたります。利用児童の特性に応じた環境の調整を行うとともに、スケジュールを立て、見通しをもって、活動を通して利用児童の成功体験に繋がる支援を行います。また、強度行動障害についての研修を受けた職員を配置し、アセスメントを行い支援シートの作成、利用時のチェックシートの記入を行い個々の特性に配慮した、より専門的な支援を行います。

3. 研修計画

職員の知識と技術の向上を図るため、対面やwebでの研修会等に積極的に参加し研修報告書を提出し情報共有を行います。また、法人内での研修会や全体会議（月1回）にも出席し支援の質の向上を図ります。

4. 健康管理

感染症予防対策として、流行性の感染症等が起った際には感染症対策マニュアルに沿った対応を徹底します。感染予防対策として室内・玩具等の消毒、換気の徹底、マスク着用の促し、来所時の手洗い・検温、食事やおやつの中の手洗いなどを励行します。送迎時には保護者様や学校担任より、その日の体調を聴取し支援者間での情報共有に努めます。

5. 防災計画

本体施設と一体的、または事業所単独にて火災通報避難訓練を実施します。また、町内

の防災無線により避難指示が発令されたことを想定した避難誘導訓練を実施します。

6. 余暇活動

社会資源を活用や公共施設等への外出など興味関心の拡大を図り地域への参加を促進する為、個別支援計画や障害特性に応じた余暇活動を企画し、近隣や事業所内でも利用児童がストレスなく楽しく参加できるよう支援します。

【年間スケジュール】

4月＜歓迎会・パラスポーツ体験＞	8月＜プール・クッキング＞	12月＜クリスマス会＞
5月＜こどもの日祭り・外出＞	9月＜はなという運動会＞	1月＜お正月遊び＞
6月＜創作活動＞	10月＜ハロウィン仮装＞	2月＜節分豆まき＞
7月＜水遊び・外出＞	11月＜散策・図書館に行こう＞	3月＜卒業生を送る会＞

7. 日課

（平日）サービス提供時間 学校終了後～18：00

学校の下校に合わせて送迎車で事業所へ移動

事業所到着 排泄・手洗い・手指消毒・バイタルチェック

15：15～15：30 おやつ

15：30～18：00 個別支援計画に沿った過ごし方（保護者迎えまで）

（16：50～17：10）送迎利用の児童は帰宅準備を行い出発

18：00 閉所

（土曜日・祝日・学校休業日）サービス提供時間 9：00～17：00

事業所到着 排泄・手洗い・手指消毒・バイタルチェック

9：00～11：45 朝の会 個別支援計画に沿った過ごし方

11：45～13：00 昼食準備、昼食・口腔ケア・バイタルチェック

13：00～13：30 個別支援計画に沿った過ごし方（集団活動）

13：30～15：00 活動（製作・外出・クッキング等）

15：00～15：20 手洗い・手指消毒・おやつ

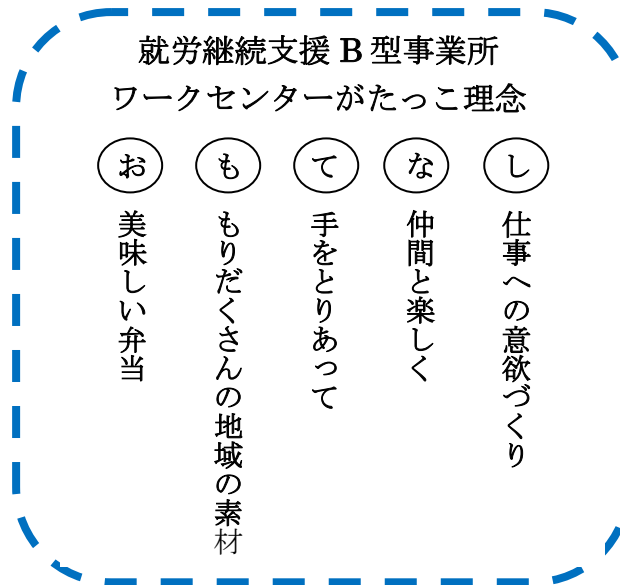
15：20～17：00 個別支援計画に沿った過ごし方

（16：00～16：15）送迎利用の児童は帰宅準備を行い出発

17：00 閉所



令和7年度 就労継続支援B型事業計画



登録者数：15名

職員数：17名（調理、配達員、事務補佐、兼務も含む）

1. 事業運営の基本計画

一般就労が困難である利用者に対して就労の機会を提供し生産活動やその他の活動を通して一人一人の個性を尊重し地域における生活の充実と社会的自立の支援に努めます。

2. 利用者（仲間）の処遇

利用者の立場に立ち、心身の健康保持と生産活動の向上に努めます。今年度の目標として、工賃の平均を3万以上に設定し、その達成に向けて利用者と共に一層の努力を重ねていきます。工賃達成のために、オンライン販売を新たな収益源として活用することを目指します。令和6年度にはオンライン販売の研修を受け、広報活動としてインスタグラムなどのSNSを活用し始めました。これにより、より多くの顧客にアプローチし、販売促進を図るとともに、商品を広く知ってもらう機会を提供していきます。収益から必要な経費を差し引いた後の利益を、利用者の工賃に充てることで、仲間のやりがいをもさらに高めることを目指します。また、利用者の意見を積極的に反映した余暇活動やイベントを計画し、楽しみながら成長できる環境を整えていきます。作業の手順やスケジュールについては、引き続き写真や文字を用いて分かりやすく表示し、利用者への声掛けにも配慮します。

3. 健康管理

利用の初めにバイタルチェックを行い体調不良及び身体に変化がある時は施設内の看護師に指示、指導を仰ぎ必要な対応を行います。

感染症予防対策として手洗い・消毒・換気に留意します。



4. 生産活動

弁 当 事 業（国産にこだわった手作り弁当）

受 託 事 業（配食サービス・JA 葬祭用ギフト作業・内職作業）

自主製品事業（ドライフルーツ・干し芋・柚子胡椒・販売）

そ の 他 作 業（空き缶・古紙回収）



メルカリショップ QR コード



BASE ショップ QR コード



インスタグラム QR コード



令和7年度 ほっぷ・すてっぷ事業計画

ほっぷ・すてっぷ 理念

子どもたちが持つ可能性や強みに着目し、
成功体験を積み重ねることでこころとことばを育てていきます

利用者数：27名

職員数：6名

1. 事業運営の基本計画

保護者や保育園担任からの心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針を個別支援計画にて作成します。その支援計画書に沿って、従事する指導員が利用児童の特性や支援方針を理解した上、適切に関わっていきます。

2. 利用児童の処遇

利用児童の特性や支援方法を共通理解した指導員が支援を行います。利用児童とマンツーマンで関わりながら、日常的な基本動作の自立を目指します。またコミュニケーション能力を向上させる為、訓練や遊びの場面で他児との関わりを学んでいきます。野外活動を通して、集団での約束やルール、社会性を学んでいきます。成功体験を増やし、自信に繋げ、就学までの後押しをしていきます。

3. 健康管理

手洗いや消毒、検温等のバイタルチェックを行います。室内の換気や机、玩具等の消毒をこまめに行います。

各家庭にて来所前日の夜、来所日の朝の検温のご協力をお願いします。

4. 研修計画

職員との会議や職員全体会議及び外部研修等に積極的に参加して、職員個人の資質の向上とサービスの向上に努めます。

5. 防災計画

防災計画に沿って、年2回施設内他事業所と合同で避難誘導訓練及び災害等を想定し、避難訓練を実施します。年2回の避難訓練に来所しない児童については、別日に避難誘導訓練及び災害等を想定し、避難訓練を実施します。

6. 年間スケジュール

4月 クッキング	8月 水遊び クッキング	12月 クリスマス会 クッキング
5月 野外活動	9月 野外活動	1月 正月遊び クッキング
6月 クッキング	10月 ハロウィン	2月 節分豆まき 避難訓練
7月 夏祭り・水遊び 避難訓練	11月 クッキング	3月 卒所式

※誕生会

7. 日課

事業所等着後

10:15～

10:30～

11:00～

12:00～

13:15～

13:50～

14:00～

朝の準備・排泄・手洗い・バイタルチェック

ラジオ体操・リズム運動

朝の会

個別訓練・遊び

お弁当

制作・運動他

帰りの会

保育園・自宅へ送迎

活動の様子



令和7年度 放課後等デイサービス ゆめきら事業計画

放課後等デイサービスゆめきら 基本理念

ひとりひとりの個性を尊重し、利用者本人の長所や強みを活かすことができるよう、家庭や学校との連携を図りながら信頼関係を築き、安心できる居場所作りを目指す。

利用者数 29名 職員数 13名

1. 事業運営の基本計画

個別支援計画書の作成を行う際に5領域を取り入れた支援計画を作成し、保護者とアセスメント（モニタリング）を行ったり学校や他事業所との情報共有を行ったりし連携を図っています。支援計画に沿った支援のために、業務開始前後のミーティングや会議で情報の共有を行い、チームでの支援が行えるようにします。家族支援も行い、教育機関・児童発達支援事業所・相談支援員や他機関と連携を図り統一した支援を行うように努めています。また、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるために、自立活動訓練の実施・児童クラブへの移行を進めていきます。

2. 利用児童への処遇

子どもたちの特性や性格・支援方法を理解した職員を適切に配置し支援にあたり、児童発達管理者や保育士・児童指導員も配置しています。5領域に沿った支援を行い多角的にとらえることで支援の幅を広げ、個々の特性に配慮したソーシャルスキルトレーニングの時間を設け専門的な支援を行います。また、活動の中で利用児童の特性に応じた環境の調整を行うとともに、課題、活動を通して利用児童の成功体験に繋がる支援や自立を目標とした支援を行います。

3. 研修計画

- ① 法人内での研修会や全体会議（月1回）にも出席し支援の質の向上を図ります。
（虐待防止・感染症対策・災害対策・身体拘束適正化を含む）
- ② 積極的に研修会に参加し自己研鑽に努めます。
- ③ 自立支援協議会に参加し地域との連携や情報共有にも努めていきます。
- ④ 新任研修の実施を行います。

4. 健康管理

流行性の感染症等が起った際には感染症対策マニュアルに沿った対応を徹底します。感染予防対策として室内・玩具等の消毒、換気の徹底、マスク着用の促し、来所時の手洗い・検温、食事やおやつの手洗いなどを励行します。送迎時には保護者様や学校担任より、その日の体調を聴取し支援者間での情報共有に努めます。児童に対して感染

症対策の理解を深めていきます。

5. 防災計画

事業所にて様々な避難訓練を実施し、町内の防災無線により避難指示が発令されたことを想定した避難誘導訓練を実施します。地域の避難場所を確認するために白石町総合センターや最寄りの公民館までの移動避難訓練を実施します。避難訓練は年2回以上行い、多数の児童が経験できるように曜日をずらして実施します。

6. 余暇活動

個別支援計画や障害特性に応じた余暇活動を立案・企画し支援を行います。活動内容に偏りがないように製作・外出・調理・季節に沿った活動など様々な活動を取り入れていきます。また、地域交流を行うために散策や近くの公園で余暇時間を過ごし、清掃活動などを取り入れながら地域社会へ貢献し地域との関りを深めていきます。

【年間スケジュール】

4月 歓迎会・レクリエーション	8月 夏祭り・外出活動	12月 クリスマス会
5月 子どもの日祭り	9月 ニュースポーツ	1月 お正月遊び
6月 創作活動・防災活動	10月 ハロウィン仮装大会	2月 節分豆まき
7月 水遊び・七夕会	11月 秋の散策	3月 卒業生を送る会

7. 日課

(平日) サービス提供時間 学校終了後～18:00

学校の下校に合わせて送迎車で事業所へ移動

事業所到着 排泄・手洗い・手指消毒・バイタルチェック

15:00～15:20 おやつ

15:20～15:40 個別支援計画に沿った訓練・SSTの実施

15:20～18:00 余暇時間（保護者迎えまで）

(17:10～17:20) 送迎利用の児童は帰宅準備を行い出発

18:00 閉所

(土曜日・祝日・学校休業日) サービス提供時間 9:00～17:00

事業所到着 排泄・手洗い・手指消毒・バイタルチェック

9:00～11:45 個別支援計画に沿った訓練・余暇時間

11:45～12:00 昼食準備

12:00～13:00 昼食・口腔ケア・バイタルチェック

13:00～15:00 個別支援計画に沿った活動（集団活動）

15:00～15:20 手洗い・手指消毒・おやつ

15:20～17:00 余暇時間

(16:00～16:15) 送迎利用の児童は帰宅準備を行い出発

17:00 閉所

令和7年度 日中一時支援事業計画

日中一時支援事業【理 念】

ご家族との連携に努め、安心して預けられる『場所』を作ります。

利用者の特性を把握して、日々の学びを深めながら統一した支援に努めます。

利用者 22名

職員 2名

1. 運営基本計画

利用者ひとりひとりの個性と家庭の教育方針を尊重し、生活習慣の確立及び機能の向上に心がけ、明るく楽しい施設運営に努めます。

2. 利用者の処遇

温かい愛情をもって、すべての利用者を平等に処遇し、趣味活動や娯楽を通して将来の自立に向けた生活習慣に努めます。

3. 家族との連携

利用日の様子をお伝えし、ご家庭の様子をうかがえる様、必要な方には連絡帳などを用意し、ご家族との連携に努めます。また、預かりニーズも多様化しているため柔軟に対応できるよう努めます。

4. 環境整備

施設内の清掃と利用者周辺の整理整頓に心がけ、感染症等に注意を払い、感染症対策マニュアルをもとに、こまめな換気や利用者の心身の健康保持に努めます。

5. 健康管理

感染症拡大予防対策として、検温、手指消毒を徹底し体調の変化を確認します。

6. 防災計画

年2回、施設内他事業と合同で火災を想定した避難誘導訓練及び災害を想定した避難誘導訓練や避難経路の確認を行います。

7. 日課

平日	学校の下校に合わせ送迎車で施設へ移動
趣味活動	15:30～18:00(保護者迎えまで)
帰宅(事業所送り)	通常 17:00 事業所発
帰宅(保護者迎え)	通常 18:00 まで

土曜 祝祭日 学校休業日 受け入れ時間 9:00～17:00

ただし事業の実施時間は、午前8時から午後7時までとし、保護者の都合によりその範囲内で伸縮できます。

8. 職員研修

内部、外部の研修に積極的に参加し、報告伝達研修を実施することにより事業所全体の資質の向上と統一した支援に努めます。